

令和3年度第1回埼玉県東部地域保健医療・地域医療構想協議会 議事概要

1 日時及び会場

令和3年7月12日（月） 午後7時30分から午後9時
春日部地方庁舎 3階 大会議室

2 出席者

- ・協議会委員（別紙名簿のとおり）
委員総数30名 出席29名 欠席1名
- ・地域医療構想アドバイザー 宮山 徳司 氏
- ・事務局
保健医療政策課、医療整備課、春日部保健所、草加保健所、越谷市地域医療課、越谷市保健所
- ・説明者
有床診療所届出予定者の計画説明：1医療機関
- ・傍聴者
3人

3 議事

(1) 令和3年度地域保健医療・地域医療構想協議会の協議内容（令和3年度協議会の実施予定、フェイスシート作成等）について

資料1-1及び1-2に基づき保健医療政策課及び春日部保健所から説明があり、その後、意見交換が行われた。

【主な意見等】

- ・ 東部圏域の広いエリアで人口構成変化をまとめて議論するのは、荒い感じがある。東部圏域の中でも地域によって変化の度合いが異なるなど違いがあると思われる。各市町ぐらいの範囲でも見た方がよいのではないかと。地域の実情にあった、きめ細かい計画を検討すべきではないかと。

(地域医療構想アドバイザー意見)

1つの圏域のなかでも地域差が大きい。きめ細かく区分して地域の姿を明らかにしていくということは大切である。また、それらを圏域でまとめることは、課題の共有や県全体との差、他地域との格差を明らかにすることに繋がる。できれば図や表など、目で見て分かりやすい形で示していただければと思う。

→ 御指摘のとおり、圏域の中でも地域差はあると考えられる。今後の協議会の中で検討させていただきたい。

(2) 埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

資料2-1～4に基づき保健医療政策課から説明があり、その後、意見交換が行われた。

【主な意見等】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、縦割りで行われていて横の連絡がない。縦割り行政の弊害が見られるのではないかと。例えば、保健医療行政と教育との連携が薄い感がある。学校等でクラスターが発生しても、情報が医療機関に届くのが遅い。

→ 計画としては「保健医療分野」となっているが、実際の取組の中では、横の幅広い連携をとっていきたい。

・ 新型コロナウイルス対策の中で、当協議会でもリモート方式が取り入れられるなど、既存の行動様式が多くの場面で変わってきている。計画の見直しには、行動変容の視点も取り入れれば、より良いものになると思う。

・ 新型コロナウイルス対策は、計画よりも、その時々で、きめ細かい対応をしていくべきではないか。

→ 御指摘のとおり、状況の変化に即応した対応が必要である。一方で、肝となる部分もあり、それを踏まえることも肝要。核となる計画を立てるとともに、その時々状況を細かく見ていきたい。

・ 有事の際の薬の備蓄について、薬機法などがハードルとなっている。法改正も検討してほしい。

→ 課題として認識を共有させていただきたい。

(3) 令和元年度病床機能報告定量基準分析結果について

資料3-1～3に基づき、保健医療政策課から説明と意見交換が行われた。

【主な意見等】

・ 「慢性期病床が不足している」との情報であるが、多くの介護施設が新設されつつあり、慢性期の患者と状態的に近い人が介護施設に入所する事態も多いと考える。医療だけではなく、介護の充実、高齢者支援計画の動きとの整合が必要ではないか。

→ お示しした数字のみに終始するのではなく、他の計画との整合にも配慮していきたい。

・ 介護施設が増えているとの話があるが、建物は出来ても介護職員が集まらず、運営がままならないとの話も聞く。単に建物を増やしていくのではなく、中身をよく見てほしい。医療従事者もそうだが、介護従事者の確保も課題ではないか。

(4) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について

資料4に基づき、保健医療政策課から説明が行われた。

【主な意見等】

・ 特になし。

(5) 有床診療所の整備計画について

診療所の病床整備については、一定要件の下、許可ではなく、届出によることが可能であるが、本県では、当該要件に該当するか等をより詳細に確認することに資するため、地域医療構想協議会に諮ることになっている。このため、開設予定地を所管する越谷市保健所から議事の提出がなされた。

越谷市保健所長から協議会への議事提出経緯の説明後、届出による有床診療所の整備を計画している者(医療法人EMS)から資料5に基づき説明があり、その後、質疑応答が行われた。

→当協議会として計画を了承した。

【概要説明】

「越谷市の大袋駅西口から車で数分の地に、24時間365日体制で救急対応可能な有床診療所の開設を目指している。例えば、風邪等の軽症患者であっても、近隣の診療所が時間外であれば、救急となってしまいうため、これを受けたい。また、深夜外来の場合、救急を旨とした診療所として、病状に応じ、当院で診ることが可能か、救急センターへの転送が必要か、それとも1泊してもらった上で、かかりつけの病院や診療所にお送りすべきか等を切り分けて対応していきたい。

(主な質問)

- ・ 他の診療所などが時間外の場合に備えた救急中心とのお話だが、診療時間内の来院も受け付けるのか。
→ 救急対応を念頭においているが、通常の診療も行う。地域の診療所としてもやっていきたい。
- ・ 医師は実質3名とのことだが、24時間対応が可能なのか。
→ 可能と考えている。働き方改革の基準も満たす予定である。
- ・ 地域の診療所としてもやっていきたいとのことだが、検診等も対応するのか。
→ 地元医師会に所属し、医師会の必要があれば協力したい。
- ・ 複数の地域で展開しているようだが、全国展開や海外展開などの考えはあるのか。
→ 救急がひっ迫している地域について、当該地の行政に状況を聞いた上で、展開していきたい。海外についてはコロナの影響もあり、現在は困難と考えている。